

平成 2 1 年 度
税 制 改 正 予 定 事 項
【税目別】

平成 2 0 年 1 2 月
農 林 水 産 省

第 1 国税関係

I 所得税関係

1 新規・拡充

(1) 農地制度の見直しに伴う次の特例措置の創設・拡充

- ① 農用地区域内にある農用地が農業経営基盤強化促進法の協議に基づいて、同法に創設する農地を面的に集積する事業を実施する法人に買い取られる場合の譲渡所得の特別控除（1500万円）の拡充
- ② 農業経営基盤強化促進法に創設する農地を面的に集積する事業を実施する法人に農用地区域内にある農用地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除（800万円）の拡充

(2) 新規需要米の需要の拡大を促進するため米粉製造設備等を取得した場合について特別償却制度（30%）の創設

(3) 生命保険料控除制度を改組し、農協等の共済についても本制度の中で措置

(4) 農業経営基盤強化準備金制度の2年延長等

(5) 住宅借入金等を有する場合の税額の特別控除の拡充（平成21年から25年までに居住した場合の措置で最高500万円（長期優良住宅については最高600万円）等

2 延長事項

山林所得に係る森林計画特別控除（20%）の2年延長

II 法人税関係

1 新規・拡充

(1) 農地制度の見直しに伴う次の特例措置の創設・拡充

- ① 農業経営基盤強化促進法に創設される農地を面的に集積する事業を実施する法人に対し、その業務の基金に充てるために支出した負担金等の必要経費（損金）算入の特例の拡充
- ② 特定農業法人が遊休農地に関する利用権設定等の協議により農用地区域内にある土地等を買換えた場合の特例措置の拡充
- ③ 農業経営基盤強化準備金制度について、対象となる法人に農業生産法人以外の特定農業法人を加える。

- (2) 新規需要米の需要の拡大を促進するため米粉製造設備等を取得した場合について、大企業を含め特別償却制度（30％）の創設
- (3) 奄美群島振興開発特別措置法に基づく奄美群島における工業用機械、農林水産物販売施設等に係る特別償却制度（10％等）の2年延長等

2 延長事項

- (1) 特定農産加工業者が事業基盤強化設備を取得した場合の特別償却（30％）又は税額控除制度（7％）の2年延長
- (2) 農業経営基盤強化準備金制度の2年延長
- (3) 植林費の損金算入の特例措置（35％）について、一部見直した上、2年延長
- (4) 鉱工業技術研究組合に対する所得計算の特例措置（試験研究用資産の圧縮記帳）の2年延長
- (5) 農協、森林組合、漁協、事業協同組合の貸倒引当金の特例措置（16％増）の2年延長
- (6) 中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律に基づく農工商等連携事業計画により取得する機械等の特別償却（30％）又は税額控除制度（7％）の2年延長
- (7) 中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律に基づく地域産業資源活用事業計画により取得する機械等の特別償却（30％）又は税額控除制度（7％）の2年延長
- (8) 中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律に基づく経営革新計画により取得する機械等の特別償却（30％）又は税額控除制度（7％）の2年延長
- (9) 企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律に基づく企業立地計画により取得する機械・建物等の特別償却制度（機械15％、建物8％）の2年延長
- (10) 産業活力再生特別措置法に基づく認定事業者が事業再構築計画等に従って事業革新設備を取得した場合の特別償却制度（25％等）の2年延長
- (11) 山村振興法に基づく認定法人が実施する保全事業等の用に供する機械・建物等に係る特別償却制度について、改組した上、2年延長
- (12) 離島振興法に基づく離島振興対策実施地域における工業用機械、農林水産物販売施設等に係る特別償却制度（10％等）の2年延長
- (13) 半島振興法に基づく半島振興対策実施地域における工業用機械等に係る特別償却制度（10％等）の2年延長
- (14) 過疎地域自立促進特別措置法に基づく過疎地域における工業用機械等の特別償却制度（10％等）の1年延長

Ⅲ 相続税・贈与税関係

新規・拡充

農地制度の見直しに伴い、相続税の納税猶予制度について、農業経営基盤強化促進法に基づき貸し付けられた市街化区域外農地について納税猶予の適用対象に追加
猶予期間中に身体障害等のやむを得ない事情により営農継続が困難となった場合は、農地の貸付け（営農の廃止）をしても納税猶予は継続（市街化区域内農地を含む）等を措置

Ⅳ 登録免許税関係

1 新規・拡充

農地制度の見直しに伴う次の特例措置の創設

- (1) 農業経営基盤強化促進法に創設される農地を面的に集積する事業を実施する法人が農用地を取得する場合の所有権の移転登記の税率の軽減措置の拡充
- (2) 農業経営基盤強化促進法に創設される農地所有者から農地の売渡等の委任を受け面的にまとめて売渡等する事業により農用地区域内の農用地等を取得した場合の所有権の移転登記の税率の軽減措置の創設
- (3) 特定農業法人が遊休農地に関する利用権設定等の協議により農用地区域内の遊休農地を取得した場合の所有権の移転登記の税率の軽減措置の拡充

2 延長事項

- (1) 特定農業法人が農業経営基盤強化促進法に規定する特定遊休農地の買入協議により特定遊休農地を取得した場合の所有権の移転登記の税率の軽減措置の2年延長
- (2) 利用権設定等促進事業により農用地区域内の農用地等を取得した場合の所有権の移転登記の税率の軽減措置の2年延長
- (3) 農業信用基金協会・(独)農林漁業信用基金・漁業信用基金協会の抵当権の設定登記等の税率の軽減措置の2年延長
- (4) 卸売市場法の規定に基づく卸売業の合併等に係る登記の税率の軽減措置の2年延長
- (5) 産業活力再生特別措置法に基づき行う事業再構築等に係る登記の税率の軽減措置の1年延長等

V その他

- 1 国有林野事業の一部独立行政法人化に伴い公共法人に位置づける等税制上の措置を講ずる
- 2 森林国営保険の独立行政法人化に伴い公共法人に位置づける等税制上の措置を講ずる
- 3 中小法人等に対する軽減税率の時限的引下げ（法人税）
- 4 中小法人等の欠損金の繰戻し還付の復活（法人税）
- 5 エネルギー需給構造改革推進設備を取得した場合に即時償却を可能とした上、2年延長（所得税・法人税）
- 6 次に掲げる不動産登記の登録免許税に係る軽減税率の1年据置
 - (1) 農地保有合理化法人が農用地区域内の農用地等を取得した場合の所有権の移転登記（現行0.8%据置）
 - (2) 漁業協同組合が漁業協同組合連合会の権利義務を包括承継した場合の不動産の所有権等の移転登記（現行0.4%等据置）
 - (3) 農業協同組合が組織再編成を実施する際の不動産の所有権の移転登記に係る税率の軽減措置（現行0.25%据置）
- 7 特定退職金共済金制度の対象となる法人について、公益社団・財団法人に代えて、退職金共済事業に関する情報開示が適正に行われること等の要件を満たす一般社団・財団法人とする。（所得税・法人税等）
- 8 商品取引所法に基づく委託者保護基金に対する非課税措置等の創設（法人税、消費税等）

第2 地方税関係

I 住民税関係

1 新規・拡充

(1) 農地制度の見直しに伴う次の特例措置の創設・拡充

- ① 農用区域内にある農用地が農業経営基盤強化促進法の協議に基づいて、同法に創設する農地を面的に集積する事業を実施する法人に買い取られる場合の譲渡所得の特別控除（1500万円）の拡充
- ② 農業経営基盤強化促進法に創設される農地を面的に集積する事業を実施する法人に農用区域内にある農用地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除（800万円）の拡充
- ③ 農業経営基盤強化促進法に創設される農地を面的に集積する事業を実施する法人に対し、その業務の基金に充てるために支出した負担金等の必要経費（損金）算入の特例の拡充
- ④ 特定農業法人が遊休農地に関する利用権設定等の協議により農用区域内にある土地等を買換えた場合の特例措置の拡充

(2) 新規需要米の需要の拡大を促進するための米粉製造設備等を取得した場合の特例措置の創設

(3) 生命保険料控除制度を改組し、農協等の共済についても本制度の中で措置

(4) 住宅借入金等を有する場合の税額の特例控除の拡充等

2 延長事項

(1) 特定農産加工業者が事業基盤強化設備を取得した場合の特別償却（30%）又は税額控除制度（7%）の2年延長

(2) 山林所得に係る森林計画特別控除（20%）の2年延長

(3) 植林費の損金算入の特例措置（35%）について、一部見直した上、2年延長

(4) 農協、森林組合、漁協、事業協同組合の貸倒引当金の特例措置（16%増）の2年延長

Ⅱ 事業税関係

延長事項

- (1) 特定農産加工業者が事業基盤強化設備を取得した場合の特別償却（30%）又は税額控除制度（7%）の2年延長
- (2) 農協、森林組合、漁協、事業協同組合の貸倒引当金の特例措置（16%増）の2年延長

Ⅲ 不動産取得税関係

1 新規・拡充

(1) 農地制度の見直しに伴う次の特例措置の創設

- ① 農業経営基盤強化促進法に創設される農地を面的に集積する事業を実施する法人が農用地区域内の農用地等を取得した場合の納税義務の免除措置の拡充
- ② 農業経営基盤強化促進法に創設される農地を面的に集積する事業を実施する法人が長期貸付を目的として農用地区域内の農用地等を取得した場合の課税標準の軽減措置（取得価格の2/3控除）の拡充
- ③ 農業経営基盤強化促進法に創設される農地を面的に集積する事業を実施する法人が担い手農業者確保事業により農用地区域内の農用地等を取得した場合の納税義務の免除措置の拡充
- ④ 農業経営基盤強化促進法に創設される農地所有者から農地の売渡等の委任を受け面的にまとめて農地を売渡等する事業により農用地区域内の土地を取得（交換による取得を含む）した場合の課税標準の軽減措置（取得価格の1/3控除等）の創設
- ⑤ 農業経営基盤強化促進法に創設される農地を面的に集積する事業を実施する法人が土地改良法に基づく創設農用地換地を取得した場合の納税義務の免除措置の拡充
- ⑥ 特定農業法人が遊休農地に関する利用権設定等の協議又は調停により農用地区域内の遊休農地を取得した場合の課税標準の軽減措置（取得価格の1/3控除）の拡充

(2) 産業活力再生特別措置法に基づく事業再構築計画等に従って事業譲渡等を受けた場合の税額の減額措置（6分の1）の2年延長等

2 延長事項

- (1) 農用地利用集積計画により土地を取得した場合の課税標準の軽減措置（取得価格の1/3控除等）、一部見直しの上、2年延長

- (2) 入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律に基づき入会権者等が取得する土地に対する減額措置（入会権の持分相当額を減額）の2年延長
- (3) 特定農業法人が特定遊休農地に関する協議又は調停により農用区域内にある特定遊休農地を取得した場合の課税標準の軽減措置（取得価格の1/3控除）の2年延長

IV 固定資産税・都市計画税関係

1 新規・拡充等

平成21年度以降の農地に農地に対する負担調整措置の存続

2 延長事項

- (1) 独立行政法人森林総合研究所が行う農用地総合整備事業の用に供する固定資産に係る非課税措置の4年延長
- (2) 平成16年新潟県中越地震災害による被災代替家屋に係る税額の特例措置（4年間1/2）の2年延長

V 軽油引取税関係

新規・拡充

農林漁業用免税軽油（32.1円/リットル）を引き続き措置

VI 事業所税関係

延長事項

特定農産加工業経営改善臨時措置法に基づく事業用施設に係る課税標準の軽減措置について、一部見直しの上、2年延長

VII その他

- 1 国有林野事業の一部独立行政法人化に伴う税制上の所要の措置
- 2 森林国営保険の独立行政法人化に伴う税制上の所要の措置
- 3 商品取引所法に基づく委託者保護基金に対する非課税措置等の創設（住民税、事業税）